

産業技術力強化法(平成12年4月19日法律第44号)

(国有の特許権又は実用新案権の取扱い)

第十六条の二 国は、政令で定めるところにより、国有の特許権又は実用新案権のうち、これらに係る特許発明又は登録実用新案が政令で定める期間以上継続して実施されていないものについて、その産業技術力の強化を支援することが特に必要な者として政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

(時価よりも低い対価による通常実施権の許諾)

第一条 産業技術力強化法(以下「法」という。)第十六条の二の規定による国有の特許権又は実用新案権の通常実施権の許諾は、時価からその五割以内を減額した価額を対価として行うものとする。

2 法第十六条の二の政令で定める期間は、三年とする。

3 法第十六条の二に規定する政令で定める者は、個人又は次の各号のいずれかに該当する法人であって、同条の特許発明又は登録実用新案の実施による新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う具体的な計画を有するものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が五億円以下の法人

二 常時使用する従業員の数が千人以下の法人

三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下の法人

四 設立の日以後の期間が十年未満の法人であって、法第十六条の二の許諾を求めた日の属する事業年度の前事業年度(当該許諾を求めた日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度)において試験研究費等比率(一事業年度における試験研究費及び開発費(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。)に対する割合をいう。第六条第二号ロにおいて同じ。)が百分の三を超えるもの

国・独法特許等の低廉実施

公的資金によって開発された研究成果に係る特許権等のうち、一定期間未利用のものについて、低廉な対価でのライセンスを認めることにより、研究開発成果の活用を促進する。

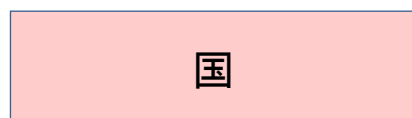
(1) 国有特許：（改正産業技術力強化法 第16条の2）

➤3年以上不実施の特許等について、中小・ベンチャー企業に対し、低廉な対価（時価から5割以内を減額した額）でのライセンスを可能とする。

(2) 独法特許：（改正産業技術力強化法 第5条の2）

➤国費を投じて取得された一定期間継続して不実施の特許権等につき、中小・ベンチャー企業に対し、低廉な価格でのライセンスを行うなど技術移転の促進に努める旨規定。

(1) 国

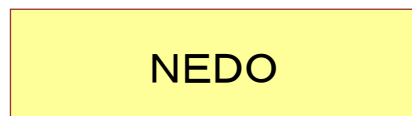


国有特許等
(3年以上不実施)

低廉対価での
ライセンス

ライセンサー
(中小企業等)

(2) 独法(NEDO)



独法(NEDO)特許等
(3年以上不実施)

低廉対価での
ライセンス

ライセンサー
(中小企業等)